

木質系セメント板

Cement bonded wood-wool and flake boards

1 適用範囲

この規格は、主原料として木毛・木片などの木質原料及びセメントを用いて圧縮成形し、主に建築物の壁、床、天井、屋根などに用いる板（以下、木質系セメント板という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1321 建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法

JIS A 1408 建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法

JIS A 5508 くぎ

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

3 種類及び記号

木質系セメント板の種類及び記号は、使用する木質原料の最大長さ及びかさ密度によって表1のとおりとする。

表1—種類及び記号

種類	記号	木質原料の最大長さ mm	かさ密度 g/cm ³
木毛セメント板	硬質木毛セメント板	HW	1.0 以上
	中質木毛セメント板	MW	0.7 以上 1.0 未満
	普通木毛セメント板	NW	0.4 以上 0.7 未満
木片セメント板	硬質木片セメント板	HF	0.9 以上
	普通木片セメント板	NF	0.6 以上 0.9 未満

4 形状、寸法及び許容差

4.1 形状

木質系セメント板の断面形状の例を図1に示す。

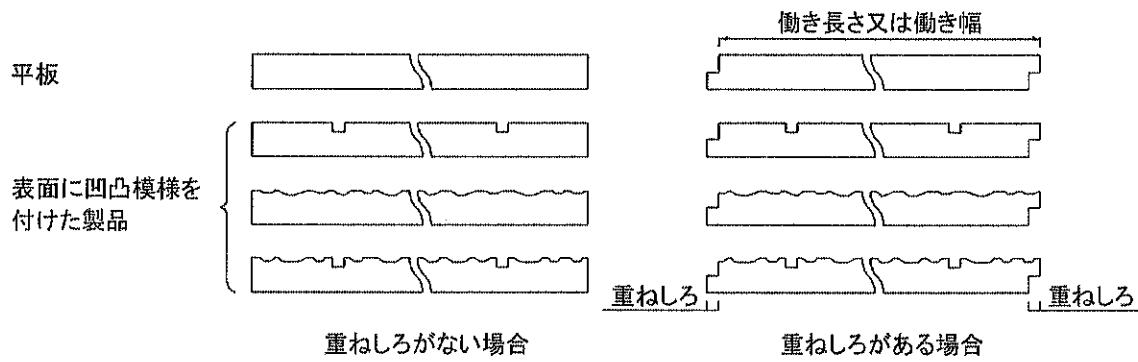


図 1－断面形状の例

4.2 寸法

製品の厚さ、長さ及び幅は、箇条 6 によって試験したとき、表 2 及び表 3 による。ただし、表 2 及び表 3 に規定する寸法以外の厚さ、長さ及び幅は、受渡当事者間の協議による。

なお、表 2 に規定する寸法以外の厚さは、規定する厚さの最小から最大の間とし、重ねしろがある場合の製品の長さ及び幅は、働き長さ及び働き幅とする。

表 2－厚さ

種類		厚さ mm
硬質木毛セメント板	15	
	20	
	25	
	30	
中質木毛セメント板 普通木毛セメント板	15	
	20	
	25	
	30	
	40	
	50	
硬質木片セメント板	12	
	15	
	18	
	21	
	25	
普通木片セメント板	25	
	30	
	50	

表 3－長さ及び幅

長さ		幅 mm		
		455	600	910
900	—	NF	—	
1 500	—	NF	—	
1 800	—	NF	—	
1 820	HW MW NW	—		HW MW NW HF
2 000	—	—		HW MW NW
2 730	—	—		HF NF
3 030	—	—		HF NF

4.3 寸法の許容差

製品の厚さ、長さ、幅及び直角度の測定は、箇条 6 によって行い、その許容差は、表 4 による。ただし、表 2 に規定する寸法以外の厚さの許容差は、当該製品より薄い方の製品の許容差とし、表 3 に規定する寸法以外の長さ及び幅の許容差は、表 4 による。

表 4-寸法の許容差

単位 mm

種類	厚さ	許容差		
		厚さ	長さ及び幅	直角度
硬質木毛セメント板	15	+1.0 -1.5		5 以下
	20	+1.0		
	25	-2.0		
	30			
中質木毛セメント板 普通木毛セメント板	15	+1.0 -1.5		+1 -2
	20			
	25	+1.0		
	30	-2.0		
	40			
	50			
硬質木片セメント板	12	+1.0 -1.0		
	15	+1.0		
	18	-1.5		
	21			
普通木片セメント板	25	+1.0		
	30	-2.0		
	50			

5 品質

5.1 外観

木質系セメント板の外観は、木質材料の分布が一様であり、使用上支障のある反り、ねじれ、亀裂及び欠けがあつてはならない。

5.2 性能

木質系セメント板の性能は、箇条 6 によって試験を行い、表 5 の規定に適合しなければならない。ただし、表 2 に規定する寸法以外の厚さの場合の曲げ破壊荷重、たわみ量及びくぎ側面抵抗は、当該製品より厚い方の規定に適合しなければならない。

表 5-性能

種類	厚さ mm	かさ密度 g/cm ³	曲げ破壊荷重 N	たわみ量 mm	くぎ側面抵抗 N	難燃性又は 発熱性 b)
硬質木毛セメント板	15	1.0 以上	800 以上	8 以下	500 以上	
	20		1 300 以上	7 以下	600 以上	
	25		1 800 以上	6 以下	700 以上	
	30		2 000 以上	5 以下	800 以上	
中質木毛セメント板	15	0.7 以上 1.0 未満	500 以上	8 以下	— a)	難燃 2 級以上 又は 発熱性 2 級以上
	20		700 以上	7 以下		
	25		1 000 以上	6 以下		
	30		1 300 以上	5 以下		
	40		2 000 以上	4 以下		
	50		2 400 以上	3 以下		
普通木毛セメント板	15	0.4 以上 0.7 未満	350 以上	10 以下	— a)	難燃 2 級以上 又は 発熱性 2 級以上
	20		500 以上	9 以下		
	25		650 以上	8 以下		
	30		800 以上	7 以下		
	40		1 200 以上	6 以下		
	50		1 600 以上	5 以下		
硬質木片セメント板	12	0.9 以上	690 以上	12 以下	800 以上	
	15		920 以上	10 以下	900 以上	
	18		1 270 以上	8 以下	1 000 以上	
	21		1 800 以上	7 以下	1 100 以上	
	25		2 530 以上	6 以下	1 200 以上	
普通木片セメント板	25	0.6 以上 0.9 未満	500 以上	6 以下	— a)	
	30		600 以上	6 以下		
	50		1 300 以上	5 以下		

注記 木毛セメント板において纖維に配向性のある場合、成形方向（纖維の流れ方向）に平行に荷重を加えたときの曲げ破壊荷重は、成形方向に直角に荷重を加えたときの実測値の約 60 %である。

注 a) 適用しない。

b) 難燃性試験又は発熱性試験のいずれかを行う。

6 試験方法

6.1 試験片

試験片は、製品又は製品の中央部から採取する。試験片の長さ、幅、試験時の含水状態及び試験片の個数は表 6 による。

表 6—試験片の寸法、試験時の含水状態及び試験片の個数

名称	種類	長さ ^{a)} ×幅 mm	試験時の 含水状態	試験片の 個数
寸法測定試験片	木毛セメント板	製品全形	— ^{b)}	3
	木片セメント板			
曲げ及びたわみ試験片	木毛セメント板	500×400	20 %以下	3
	木片セメント板		16 %以下	
含水率及びかさ密度試験片	木毛セメント板	100×100	20 %以下	3
	木片セメント板		16 %以下	
くぎ側面抵抗試験片 ^{c)}	硬質木毛セメント板	150×75	20 %以下	3
	硬質木片セメント板		16 %以下	
難燃性試験片	木毛セメント板	220×220	6.8 による	3
発熱性試験片	木片セメント板	99×99		

注^{a)} 成形方向（繊維の流れ方向）が、長さ方向になるように採取する。
 b) 規定しない。
 c) 凹凸模様を付けた製品は、くぎ貫通用の孔が最も薄い箇所になるように採取する。
 また、重ねしろがある製品は、重ねしろの部分を外して採取する。

6.2 厚さ

製品の厚さは、図2に示す端部及び中央部の8点をJIS B 7507に規定する目量0.1 mmのノギス又は同等以上の精度をもつ測定器を用いて測定し、その平均値を四捨五入して小数点以下1桁に丸める。測定器の板に接する面は、直径10 mm以上の当て板を当て、重ねしろがある場合は、重ねしろ部分を外して測定する。表面に凹凸模様を付けた場合、図2の測定点の近傍の最も厚い箇所を測定する。

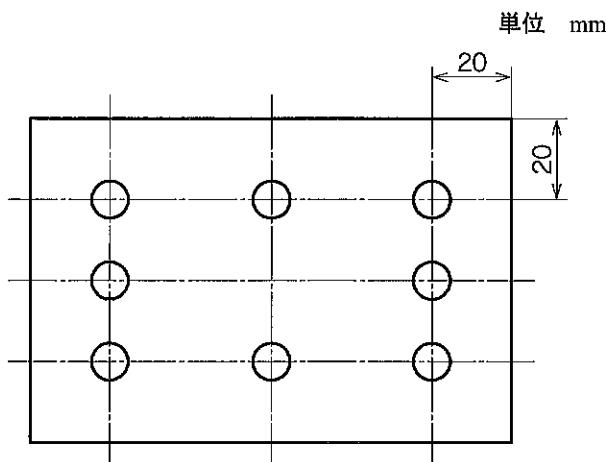


図2—製品の厚さの測定位置

6.3 長さ及び幅

長さ及び幅は、製品及び試験片の長さ及び幅方向の中央各々1か所をJIS B 7512に規定する目量1 mmの1級コンベックスルール又は同等以上の精度をもつ測定器で測定し、四捨五入して整数に丸める。

6.4 直角度

直角度は、製品を平らな台上に置き、板の二つの対角線の長さをJIS B 7512に規定する目量1 mmの1級コンベックスルール又は同等以上の精度をもつ測定器で測定し、その差を正の整数に丸めた値とする。

6.5 曲げ試験

曲げ破壊荷重及びたわみ量試験は、JIS A 1408による。曲げ破壊荷重は、試験片が破壊するまでの最大荷重を測定し、四捨五入して有効数字3桁の整数に丸める。たわみ量は、表5に規定する曲げ破壊荷重時に、スパン中央で測定し整数に丸める。

なお、表面に凹凸模様を付けた場合は、凹凸のある面を上にして行う。

6.6 含水率及びかさ密度試験

含水率及びかさ密度試験は、次による。

- 試験片を採取したときの質量(W_1)は、目量0.5g以下のはかりで測定する。
- 試験片の厚さは、図3に示す試験片の四隅を、JIS B 7507に規定する目量0.1mmのノギス又は同等以上の精度をもつ測定器を用いて測定し、4点の平均値を四捨五入して小数点以下1桁に丸めて厚さとする。表面に凹凸模様を付けた場合は、図3の測定点の近傍の最も厚い箇所を測定する。長さ及び幅は、JIS B 7516に規定する目量0.5mmの直尺1級又は同等以上の精度をもつ測定器を用いて、長さ及び幅方向の中央それぞれ1か所を測定する。試験片の厚さ、長さ及び幅によって、体積(V)を算出する。

注記 体積(V)の単位は、 cm^3 で表す。

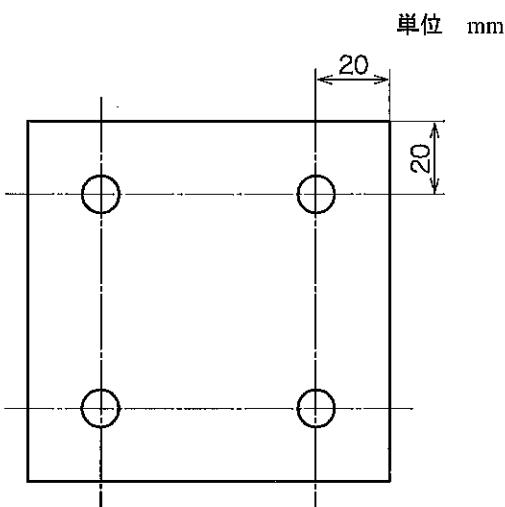


図3—含水率及びかさ密度試験片の厚さの測定位置

- 試験片を $105\text{ }^\circ\text{C}\pm 5\text{ }^\circ\text{C}$ に調節した乾燥機に入れ、恒量になるまで乾燥させ、そのときの質量(W_2)を目量0.5g以下のはかりで測定する。

なお、恒量は、日間の質量減少量が0.5g以下になったときとする。

含水率 S は式(1)、かさ密度 ρ は式(2)によって算出し、その平均値を四捨五入して含水率 S は整数に、かさ密度 ρ は小数点以下1桁に丸めた値とする。

$$S = \frac{W_1 - W_2}{W_2} \times 100 \quad (\%) \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

$$\rho = \frac{W_1}{V} \quad (\text{g}/\text{cm}^3) \quad \dots \dots \dots \quad (2)$$

6.7 くぎ側面抵抗試験

くぎ側面抵抗試験は、次による。

- 図4に示すように、試験片の端部から12 mmの位置に内径 $2.8\text{ mm}\pm0.1\text{ mm}$ の孔を開ける。
- a)で設けた孔に、JIS A 5508に規定するCN50太め鉄丸くぎを直角に試験体を貫通させて打ち込む。
- 図5に示すジグ（引張りチャック）及び試験機を用い、変位速度を $6\pm1\text{ mm/min}$ で加力し、破断するまでの最大荷重を測定し、四捨五入して有効数字3桁の整数に丸める。

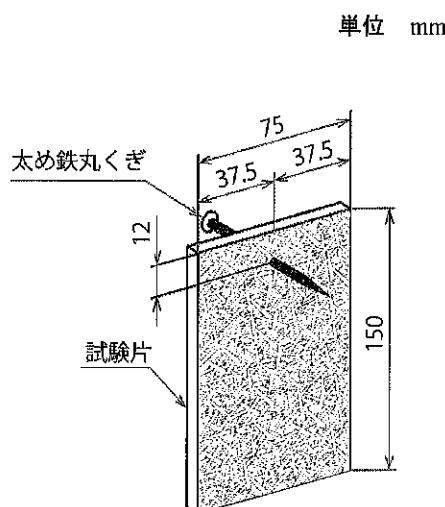


図4—くぎ側面抵抗の試験体

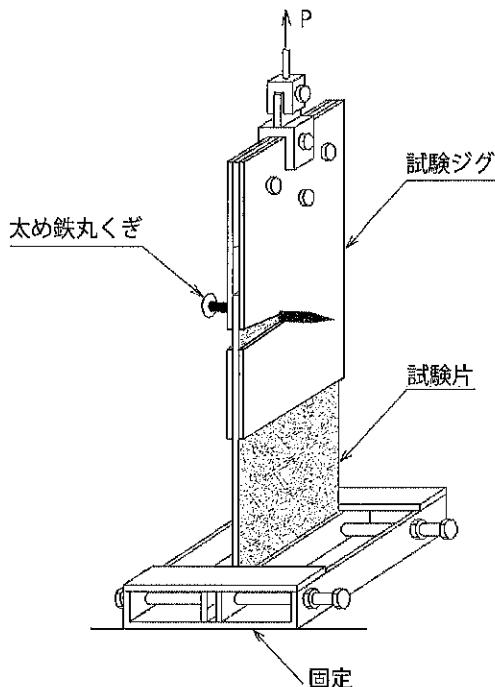


図5—くぎ側面抵抗の試験ジグ例

6.8 難燃性試験又は発熱性試験

難燃性試験又は発熱性試験は、a) 又は b) のいずれかを選択して行う。

- JIS A 1321による難燃性試験
- 附屬書Aによる発熱性試験

7 検査

検査は、合理的な抜取検査方式を用いて、箇条6によって試験を行い、箇条4及び箇条5の規定を満足しなければならない。検査は、形式検査¹⁾と受渡検査とに区分し、検査の項目は、それぞれ次のとおりとする。

なお、抜取検査方式は、受渡当事者間の協議による。

注¹⁾ 新規設計、設計変更、その他生産条件の変更があった場合に行う。

a) 形式検査項目

- 寸法・寸法の許容差
- 含水率及びかさ密度

3) 曲げ破壊荷重及びたわみ量

4) くぎ側面抵抗

5) 難燃性又は発熱性

b) 受渡検査項目

1) 寸法・寸法の許容差

2) 含水率及びかさ密度

3) 曲げ破壊荷重及びたわみ量

8 表示

製品、包装又は送り状には、次の事項を表示する。ただし、e) については送り状その他適切な方法でもよい。

a) 規格番号、及び種類又はその記号

b) 寸法（厚さ×幅×長さ）(mm)

c) 製造業者名又はその略号

d) 製造年月又はその略号

e) 難燃性又は発熱性の等級

f) 凹凸模様を付けた製品の表示（凹凸模様を付けた場合に限る。）

例 エンボス板